



発行 東京都

目次

85

規則

○都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（総務局行政部政課…）

規則

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年八月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十九号

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「都と特別区及び」を「都及び特別区並びに」に改める。

第四条第一項の表年度支払額の項数値の算定の基礎の欄1中「及び平成三十年度特別区都市計画交付金交付要綱」を、「平成三十年度特別区都市計画交付金交付要綱」に、「により交付された」を「及び令和元年度特別区都市計画交付金交付要綱（令和元年十一月十三日三十一総行区第三百九十六号総務局長決定）により交付された」に改める。

第六条第五項の表経常的経費の部民生費の款児童福祉費の項中「（徳谷補正II係数-1）」を「（徳谷補正II係数-1）+（徳谷補正III係数-1）」に改め、同部衛生費の項中「（徳谷補正I係数-1）」を「（徳谷補正I係数-1）+（徳谷補正II係数-1）+（徳谷補正III係数-1）」に改め、同表投資的経費の部民生費の款児童福祉費の項中「徳谷補正I係数」を「徳谷補正I係数+（徳谷補正II係数-1）+（徳谷補正III係数-1）」に改める。

第七条の表一の部一の款(1)の項中「〇・九〇〇」を「〇・九〇四」に、「〇・九四六」を「〇・九五六」に、「一・〇五四」を「一・〇五九」に、「八・七〇八」を「八・四四一」に改め、同款(2)の項中「〇・五一五」を「〇・五一八」に、「一・一二二」を「一・一一九」に改め、同表二の部一の款(1)の項中「一・三八四」を「一・三九六」に、「〇・八四八」を「〇・八四六」に、「六五・二四四」を「六五・三六一」に、「三五・八四一」を「三五・九〇五」に改める。

第十二条を削り、第十二条の二第一項中「平成二十八年改正後の地方税法第四百四十二条第一号に規定する」を削り、同条第二項中「第十一条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（軽自動車税種別割の算定方法）

第十二条の二 条例第十二条第二項に規定する基準財政収入額のうち、軽自動車税の種別割（以下「軽自動車税種別割」という。）に係る額は、次の算式により算定した額とする。

算式
$$\frac{A+B+C}{3} \times D \times 0.97 \times 0.85$$

算式の符号

A 前年度の軽自動車税種別割の現年度分及び過年度分の調定額

B 前前年度の軽自動車税種別割の現年度分及び過年度分の調定額

C 前前前年度の軽自動車税種別割の現年度分及び過年度分の調定額

D 別表第四に掲げる軽自動車税種別割に係る率

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定により算定する場合に準用する。
第十九条第一項を次のように改める。

条例第十二条第二項に規定する基準財政収入額のうち、ゴルフ場利用税交付金に係る額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{算式} \quad \frac{A+B+C}{3} \times D \times 0.85$$

算式の符号

A 前年度に交付されたゴルフ場利用税交付金の額（前年度末までに廃止されたゴルフ場に係る交付金の額を除く。以下この項において同じ。）

B 前前年度に交付されたゴルフ場利用税交付金の額

C 前前前年度に交付されたゴルフ場利用税交付金の額

D 別表第四に掲げるゴルフ場利用税交付金に係る率

第二十条を削り、第二十条の二を第二十条とする。

附則第二項中「平成十九年一部改正条例」を「都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号。以下「平成十九年一部改正条例」という。）」及び「10245099」を「0.957673338」に改める。

附則第四項中「都と」を「令和二年度に限り、都と」に、「附則第七項」を「附則第八項」に、「第十二条第二項の表二の二の項」を「第十二条第二項の表二の項一」に、「前三年度に課税された、又は課税されるべきであった軽自動車税の税額」を「前年度に納付された、又は納付されるべきであった税額」に改める。

附則第五項から附則第九項までを次のように改める。

5 令和二年度に限り、条例第十二条第二項に規定する基準財政収入額のうち、軽自動車税環境性能割に係る額は、第十二条の規定にかかわらず、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times \frac{12}{4} \times B \times 0.85$$

算式の符号

A 前年度の軽自動車税環境性能割の現年度分及び過年度分の調定額

B 別表第四に掲げる軽自動車税環境性能割に係る率

6 第十一条第二項の規定は、前項の規定により算定する場合に準用する。

7 令和二年度に限り、平成二十九年一部改正条例附則第八項により読み替えられた条例第十二条第二項の表二の項2に規定する東京都規則で定めるところにより算定した額は、前三年度に課税された、又は課税されるべきであった軽自動車税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三章第三節に規定する軽自動車税。以下「平成二十八年改正前の軽自動車税」という。）の税額とする。

8 令和二年度に限り、条例第十二条第二項に規定する基準財政収入額のうち、軽自動車税種別割に係る額は、第十二条の二の規定にかかわらず、次の算式により算定した額とする。

$$\text{算式} \quad \frac{A+B+C}{3} \times D \times 0.97 \times 0.85$$

算式の符号

A 前年度の平成二十八年改正前の軽自動車税の現年度分及び過年度分の調定額

B 前前年度の平成二十八年改正前の軽自動車税の現年度分及び過年度分の調定額

C 前前前年度の平成二十八年改正前の軽自動車税の現年度分及び過年度分の調定額

D 別表第四に掲げる軽自動車税種別割に係る率

9 第十一条第二項の規定は、前項の規定により算定する場合に準用する。

附則第十三項中「（昭和25年法律第226号）」を削り、同項を附則第十六項とし、附則第十二項を附則第十五項とし、附則第十一項中「平成三十一年度」を「令和二年度」に、「A 平成31年度の森林環境譲与税の譲与見込額として知事が算定した額」を「A 前年度に譲与された森林環境譲与税の額」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十項中「平成三十一年度」を「令和二年度」に、「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として知事が算定した額」を「前年度に譲与された譲与税の額」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第九項の次に次の三項を加える。

10 令和二年度に限り、平成二十九年一部改正条例附則第八項により読み替えられた条例第十二条第二項の表十の項に規定する東京都規則で定めるところにより算定した額は、前年度に交付された交付金の額とする。

11 令和二年度に限り、条例第十二条第二項に規定する基準財政収入額のうち、環境性能割交付金に係る額は、第二十条の規定にかかわらず、次の算式により算定した額とする。

$$\text{算式} \\ A \times \frac{12}{6} \times B \times 0.85 \\ \text{算式の符号}$$

A 前年度に交付された環境性能割交付金の額

B 別表第四に掲げる環境性能割交付金に係る率

12 第十九条第二項の規定は、前項の規定により算定する場合に準用する。

別表第一経常的経費の部民生費の款社会福祉費の項中「0.929」を「0.930」に、「0.071」を「0.070」に改め、同款老人福祉費の項中「0.948」を「0.950」に、「0.052」を「0.050」に改め、同款生活保護費の項中「0.935」を「0.934」に、「0.065」を「0.066」に改め、同款児童福祉費の項中「0.862」を「0.864」に、「0.138」を「0.136」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項中「0.885」を「0.887」に、「0.115」を「0.113」に改め、同部清掃費の款収集作業費の項中「0.848」を「0.862」に、「0.152」を「0.138」に改め、同款処理処分費の項中「0.921」を「0.924」に、「0.079」を「0.076」に改め、同部経済労働費の款生活経済費の項中「0.444」を「0.443」に、「0.556」を「0.557」に改め、同款産業経済費の項中「0.791」を「0.792」に、「0.209」を「0.208」に改め、同部土木費の款建築公害費の項中「0.653」を「0.648」に、「0.347」を「0.352」に改め、同款都市整備費の項中「0.774」を「0.779」に、「0.226」を「0.221」に改め、同款道路橋りょう費の項中「0.152」を「0.200」に、「0.848」を「0.800」に改め、同款公園費の項中「0.586」を「0.589」に、「0.414」を「0.411」に改め、同部教育費の項中「0.732」を「0.731」に、「0.268」を「0.269」に改め、同表投資的経費の部議会総務費の項中「0.000」を「0.114」に、「350,000人に満たない数1,000」を「350,000人に満たない数 0.886」に改め、同部教育費の項中「0.614」を「0.620」に、「0.386」を「0.380」に改める。

別表第二経常的経費の部民生費の款社会福祉費の項中「1.113」を「1.111」に、「0.815」を「0.817」に、「4.181」を「4.027」に、「0.985」を「0.982」に改め、同款

老人福祉費の項中「0.862」を「0.866」に、「0.108」を「0.104」に、「24.953」を「23.941」に、「0.944」を「0.946」に改め、同款生活保護費の項中「1.330」を「1.299」に、「0.942」を「0.961」に、「0.284」を「0.237」に、「9.227」を「9.439」に、「0.438」を「0.439」に、「0.525」を「0.535」に、「0.150」を「0.152」に、「0.065」を「0.066」に改め、同款児童福祉費の項中「0.633」を「0.647」に、「0.346」を「0.331」に、「0.096」を「0.097」に、「0.923」を「0.922」に、「2.733」を「2.429」に、「0.883」を「0.897」に、「0.494」を「0.490」に、「0.862」を「0.552」に、「0.707」を「0.812」に、「16.469」を「13.951」に、「0.835」を「0.860」に、「0.278」を「0.124」に、「0.905」を「0.958」に改め、同部衛生費の項中「0.932」を「0.931」に改め、同部土木費の項中「1.764」を「1.735」に、「0.640」を「0.647」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「1.731」を「1.734」に、「0.681」を「0.679」に改め、同款中学校費の項中「2.732」を「2.723」に、「0.504」を「0.505」に改め、同款その他の教育費の項中「19.17」を「11.91」に、「0.896」を「0.893」に、「幼稚園奨励費補助金交付要綱により幼稚園奨励措置を受けた者の数」を「子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱により子育てのための施設等利用給付を受けた者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第10項第2号に規定する「幼稚園」のうち私立幼稚園の者に限る。）として知事が算定した数」に、「19.67」を「27.54」に、「0.979」を「0.969」に、「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）を「支援法」に改め、同表投資的経費の部土木費の項中「11.329」を「10.749」に、「27」を「26」に、「24」を「22」に、「206」を「212」に改める。

別表第三経常的経費の部議会総務費の項中「21.394」を「20.836」に、「0.126」を「0.125」に、「561,771,028」を「557,965,331」に、「25,777」を「26,005」に、「359,438,690」を「357,075,392」に、「440,371,625」を「437,431,368」に、「480,838,093」を「477,609,355」に、「656,192,786」を「651,713,969」に、「696,659,254」を「691,891,956」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「3,396,191」を「3,413,821」に、「14,044」を「14,149」に改め、同款老人福祉費の項中「69,734」を「72,306」に改め、同款児童福祉費の項中「971,700」を「1,226,310」に

「1,279,710」や「1,593,820」 \div 「2,321,110」や「2,367,660」 \div 「4,158,300」や「4,257,250」 \div 「148,237」や「146,513」 \div 「99,960」や「177,100」 \div 「137,840」や「228,550」 \div 「254,700」や「240,340」 \div 「499,900」や「476,340」 \div

「 F 当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定子ども及び3号認定子どもの数
や

「 F 当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定子ども及び3号認定子どもの数
補正Ⅲの算式

$$\frac{(B \times 15,491 + 246,508,845)}{12} \times C$$

$$\frac{A \times 146,513}{12} + 1$$

「 (B×15,491+246,508,845) \div 12に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) \div

算式の符号

- A 測定単位の数値
- B 当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口
- C 児童福祉法の規定により児童相談所設置市として指定を受けた当該特別区が当該年度に児童相談所を開設した月数

「9,556,353」や「9,619,635」 \div 「1,279,054」や「1,511,548」 \div 「回診国民健康保険事業助成費の項中「0,4275」や「0,4469」 \div 「0,6522」や「0,6430」 \div 「12,245」や「12,471」 \div 「回診後期高齢者医療制度事業助成費の項中「0,0645」や「0,0667」 \div 「0,9535」や「0,9527」 \div 「0,0537」や「0,0551」 \div 「回診母子療養の項中算式

「 $\frac{B \times 42,874 + 8,376,510}{A \times 9,542} + 1$ や

「 補正Ⅰの算式
 $\frac{B \times 42,948 + 8,404,360}{A \times 9,563} + 1$ \div

「 B 当該年度の前前年度の3月31日現在において、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第3項の規定に基づき認定を受けた当該特別区の被認定患者数
や

「 B 当該年度の前前年度の3月31日現在において、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第3項の規定に基づき認定を受けた当該特別区の被認定患者数

補正Ⅱの算式

$$\frac{B}{A \times 9,563} + 1$$

算式の符号

- A 測定単位の数値
 - B 当該年度における森林整備及びその促進に要する経費として知事が算定した額
- 補正Ⅲの算式

$$\frac{(A \times 14)}{12} \times B$$

$$\frac{A \times 9,563}{12} + 1$$

「 (A×14) \div 12に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) \div

算式の符号

- A 測定単位の数値
- B 児童福祉法の規定により児童相談所設置市として指定を受けた当該特別区が当該年度に児童相談所を開設した月数

同部清掃費の款収集作業費の項中「5,328」や「5,251」に改め、同款収集車両費の項中「1,469」や「1,463」に改め、同款処理処分費の項中「2,511」や「2,587」に改め、同部経済労働費の款生活経済費の項中「48,533,000」や「48,694,180」に改め、同款産業経済費の項中「18,993,546」や「19,047,103」に改め、「58,302」や「58,617」に改め、「174,652」や「174,914」に改め、「平成25年11月1日」や「平成30年11月1日」に改め、同部土木費の款建築工事費の項中「1,865」や「1,859」に改め、「2,589」や「2,616」に改め、同部衛生費の項中「1,074」や「1,104」に改め、同部保健費の項中「7,808,960」や「7,915,448」に改め、「9,735,640」や「9,872,738」に改め、「11,673,440」や「11,835,898」に改め、「130」や「136」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「0,0590」や「0,0563」に改め、「0,1894」や「0,1807」に改め、「0,2169」や「0,2074」に改め、「0,5347」や「0,5556」に改め、「59,916,231」や「60,557,207」に改め、「73,000,288」や「73,655,064」に改め、「95,852,962」や「100,576,998」に改め、

「補正Ⅲの算式

$$\frac{(B-A) \times 0.9 + (C-B) \times 0.6 + (D-C) \times 0.3}{A+1}$$
 (B-A)、(C-B)及び(D-C)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上かつD以上のときは、(B-A)、(C-B)及び(D-C)はいずれも0とする。」

「補正Ⅲの算式

$$\frac{(B-A) \times 1.0 + (C-B) \times 1.0 + (D-C) \times 0.9 + (E-D) \times 0.6 + (F-E) \times 0.3}{A+1}$$
 (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)又は(F-E)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上、D以上、E以上かつF以上のときは、(B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)及び(F-E)はいずれも0とする。」

D 当該年度の前前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果

による区立小学校及び義務教育学校の学校数
 D 当該年度の前前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校及び義務教育学校の学校数
 E 当該年度の前前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校及び義務教育学校の学校数
 F 当該年度の前前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校及び義務教育学校の学校数

同部中核費の項中「0,0218」や「0,0208」に改め、「0,1258」や「0,1201」に改め、「0,2255」に改め、「0,6165」や「0,6336」に改め、

「補正Ⅱの算式

$$\frac{(B-A) \times 0.9 + (C-B) \times 0.6 + (D-C) \times 0.3}{A+1}$$
 (B-A)、(C-B)及び(D-C)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上かつD以上のときは、(B-A)、(C-B)及び(D-C)はいずれも0とする。」

「補正Ⅱの算式

$$\frac{(B-A) \times 1.0 + (C-B) \times 1.0 + (D-C) \times 0.9 + (E-D) \times 0.6 + (F-E) \times 0.3}{A+1}$$
 (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)又は(F-E)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上、D以上、E以上かつF以上のときは、(B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)及び(F-E)はいずれも0とする。」

D 当該年度の前前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数

「 D 当該年度の前前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数
 E 当該年度の前前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数
 F 当該年度の前前前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数
 」

回款その他の教育費の項中「0.707」や「0.618」ひひ「0.2931」や「0.382」ひひ「1.254」や「1.253」ひひ「1.381」や「1.380」ひひ「1.508」や「1.506」ひひ「1.635」や「1.633」ひひ「1.762」や「1.759」ひひ「945.420」や「984.840」ひひ「1.314.100」や「1.368,710」ひひ「6.443」や「6.474」ひひ「129.260」や「182,750」ひひ「195,430」や「250,170」ひひひ、回款その他の経費の項中「8.425」や「8.350」ひひひ、回表投資的経費の部議公経務費の項中「1.055」や「1.046」ひひ「1.024」や「1.020」ひひひ、回部民生費の款社会福祉費の項中「1.052」や「1.055」ひひ「1.022」や「1.024」に改め、回款老人福祉費の項中「7.171」や「7.812」に改め、回款児童福祉費の項補正係数及び補正係数の算式等の欄を次のように改めよ。

補正 I の係数	
低地係数1)が1.070の特別区	1.051
低地係数1)が1.030の特別区	1.022
低地係数1)が1.000の特別区	1.000
補正 II の算式	
$\frac{(B \times 384 + 22,998,508)}{12} \times C + D$	
$\frac{A \times 26,692}{12} + 1$	
（B×384+22,998,508）に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	
算式の符号	
A 測定単位の数値	

B 当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の人口
 C 児童福祉法の規定により児童相談所設置市として指定を受けた当該特別区が当該年度に児童相談所を開設した月数
 D 当該特別区の開設準備に係る施設整備費として知事が算定した額
 補正 III の算式

$$\frac{A \times 26,692}{B} + 1$$

 算式の符号
 A 測定単位の数値
 B 当該年度における児童福祉施設（児童養護施設等）の整備に係る助成事業費として知事が算定した額

別表第三投資的経費の部衛生費の項中「572」や「617」に改め、回部清掃費の項中「327」や「353」に改め、回部土木費の款建築公害費の項中「1.265」や「1.002」に改め、回款都市整備費の項中「205」や「213」に改め、回款道路橋りょう費の項中「206」や「212」に改め、回款公園費の項中「0.292」や「0.29」ひひ「0.708」や「0.71」ひひ「1.654」や「1.721」に改め、回部教育費の款小学校費の項中「0.3105」や「0.2696」ひひ「0.6895」や「0.7304」ひひ「242.800」や「261.600」ひひ「44,383,000」や「47,795,000」ひひ「153,746,000」や「165,565,000」ひひ「75,603,000」や「78,186,900」ひひ「16,900」や「18,200」ひひ「28,000」や「30,200」ひひ「1,001,000」や「1,079,000」ひひ「182,300」や「188,500」ひひ「335,947,500」や「361,827,000」ひひ「258,916,500」や「268,515,000」ひひ「72,450,000」や「78,000,000」ひひ「43,225,000」や「44,825,000」ひひ「9,075,000」や「9,725,000」ひひ「141,659,800」や「96,325,706」ひひ「28,768,700」や「31,158,500」ひひ「143,434,000」や「154,461,000」ひひ「63,042,000」や「65,196,600」ひひ「42,363,000」や「45,619,000」ひひ「173,918,500」や「187,316,200」ひひ「134,039,900」や「139,009,000」ひひ「267,000」や「286,000」ひひ「57,960,000」や「62,400,000」ひひ「34,580,000」や「35,860,000」ひひ「7,260,000」や「7,780,000」に改め、回款中学校費の項中「0.3140」や「0.2645」ひひ「0.6860」や

「0.7355」を「242,800」とし、「261,600」とし、「56,754,000」とし、「61,116,000」とし、「143,434,000」とし、「154,461,000」とし、「63,042,000」とし、「65,196,600」とし、「16,900」とし、「18,200」とし、「28,000」とし、「30,200」とし、「1,001,000」とし、「1,079,000」とし、「182,300」とし、「188,500」とし、「314,657,000」とし、「338,896,400」とし、「242,507,800」とし、「251,498,000」とし、「86,940,000」とし、「93,600,000」とし、「51,870,000」とし、「53,790,000」とし、「10,890,000」とし、「11,670,000」とし、「153,869,717」とし、「103,888,078」とし、「276,500」とし、「297,800」とし、「126,300」とし、「131,000」とし、「116,640,000」とし、「125,600,000」とし、「50,520,000」とし、「52,400,000」とし、同款その他の教育費の項中「0.759」とし、「0.612」とし、「0.241」とし、「0.388」とし、「973」とし、「702」とし、「251,596,750」とし、「181,017,000」とし、「358」とし、「257」とし、「125」とし、「135」とし、「1,889」とし、「1,560」とし、「415,393,790」とし、「334,298,360」とし、「0,440」とし、「0,441」とし、「0,560」とし、「0,559」とし、「14,627」とし、「153,535」とし、「3,076」とし、「2,515」とし、を改め、別表第四「1,078,473,263」とし、「1,062,280,947」とし、

軽自動車税に係る率	1.0382455
軽自動車税環境性能割に係る率	0.01366883

を

軽自動車税環境性能割に係る率	0.761032
軽自動車税種別割に係る率	1.029683

を「0.9659424」

を「0.96763495」とし、「0.829787」とし、「0.8193531」とし、「1,179,676,02」とし、「1,035,646,73」とし、「0.9155842」とし、「0.70327045」とし、「68,609,354」とし、「68,609,35」とし、「83,530,432」とし、「83,530,445」とし、

クルマ場利用税交付金に係る率	0.98265
自動車取得税交付金に係る率	1.0351945

を

クルマ場利用税交付金に係る率	0.993254
----------------	----------

を「0.1828258」

を「1,224,840,3」とし、「0,942,878,9」とし、「0,954,809,4」とし、「1,022,243,7」とし、「1,009,163,1」とし、

「0.972316」とし、「1.0525474」とし、「1.00」とし、「2.125022」とし、「1.053954」とし、「1,040,286」とし、「68,609,354」とし、「68,609,35」とし、を改め、

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の規定は、令和二年度の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整から適用する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

